

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法で保障されている教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上をはかることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫しており、また、自治体間で教育格差が生じること自体が大きな問題である。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響にともない、家庭の経済状況や自治体の財政状況で学ぶ環境に差が生じることが、絶対に避けなければならない。

国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきであると考えます。

よって、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

豊岡市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 殿